

令和4年4月期 定例教育委員会議

- ・開催日時 令和4年4月13日（水） 午後1時00分から
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室
- ・出席者 教育長 村田明彦
教育長職務代理者 奥野貞一
委員 多田謙司
委員 新熊和彦
委員 古山美穂
- ・説明者 教育次長兼教育総務課長 森井克則
学校教育室長 東浩朗
生涯学習室長兼 吉澤則男
世界遺産・文化財総合管理室長
学校教育課長 角田浩太郎
社会教育課長 寺元正治
スポーツ振興課長 梁川泰延
- ・事務局 教育総務課課長補佐 萬田正英
教育総務課主査 芝池祐太
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 教育長月次報告
 - 日程第3 議案第2号
羽曳野市立中央スポーツ公園条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- 日程第4 議案第3号
羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第5 議案第4号
羽曳野市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例の施行日を定める規則の制定について
- 日程第6 議案第5号
羽曳野市立児童館運営委員会の委員の委嘱について
- 日程第7 報告第1号
羽曳野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第8 報告第2号
後援名義の使用許可について
- 日程第9 その他

開会：午後1時00分

[教育長 開会の挨拶]

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長において、古山委員を指名しました。

日程第2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 3月17日に、広報誌のタイトル文字の選定が9月分まで行われました。
- (2) 3月18日に、学習アプリの体験が行われました。
- (3) 3月22日に、議会が開催されました。午後から管理職内示が行われました。
- (4) 3月23日に、桃山学院教育大学と教育についての連携の調印式が行われました。
人権作文優秀賞の表敬訪問が行われました。
- (5) 3月31日及び4月1日に、辞令交付が行われました。
- (6) 4月4日に、武庫川女子短期大学へ8月の教職員全体研修の講師依頼を行いました。
- (7) 4月5日に、教育委員会議が行われました。
- (8) 4月9日に、応神天皇陵外構において花摘みが行われました。

日程第3 議案第2号

羽曳野市立中央スポーツ公園条例施行規則の一部を改正
する規則の制定について

- スポーツ振興課長より、資料に基づき、羽曳野市立中央スポーツ公園条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明があり、承認を求めました。

《スポーツ振興課長》

資料は、議案と改め表と新旧対照表の3枚を配布しております。

中央スポーツ公園内に市民プールをオープンいたします。

料金に関する条例改正として、幼児は無料、小・中学生は200円、高校生以上

は400円とする議案を2月の教育委員会議で上程させていただきました。
今回は、時間帯や期間などの運営方法を決めていく施行規則の改正を行います。
2枚目を参照してください。
2の所に開場時間を記載しています。午前9時半から午後5時までを予定しています。
西浦の市民プールは、2時間の入れ替え制でしたが、今回は、開場時間帯内に自由に来ていただき、2時間の利用となります。延長を希望する場合は、延長料金の支払いで利用が可能です。
3の所に休場日を記載しており、9月1日から翌年の7月19日までとなっています。
実際に開場する期間は、7月20日から8月末までです。但し、教育委員会が認める場合は、変更することが出来るという規定を設けさせていただきました。
今年度の開場期間は施行規則どおりで予定しています。
夏休みが5日ほど短縮されるとのことですので、来年度以降については、今年の実績を見ながら、開場期間の調整を行う可能性があります。
一般的なスポーツ施設は申請書を提出して利用していただくかたちとなりますが、プールについては、発券機で利用券を購入していただき、その券をもって利用できることを規定しています。
以上のような規則改正となります。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 議案第3号

羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する
規則の制定について

- 社会教育課長より、資料に基づき、羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明があり、承認を求めました。

《社会教育課長》

羽曳野市留守家庭児童会の土曜日を通年開会するに当たり、所要の規定整備を行うため、この規則を制定しようとするものであります。

主な改正内容について説明させていただきます。

1点目は、新たに土曜保育の利用について、必要な条項を追加します。第12条になります。2点目は、土曜保育の使用の申請に関する申請書及び審査結果の通

知に使用する通知書の様式を追加いたします。

3点目は、休会日から土曜日を削除します。第5条といった内容であります。改正する規則案、新旧対照表を添付させていただいています。よろしくお願いいたします。

《教育長》

本日、承認を頂いたら、7月2日より開催いたします。

保護者の方には、案内を配布し随時受付いたします。

《古山委員》

ホームページから書類のダウンロードは可能ですか。

《社会教育課長》

ホームページには、掲載します。また、子ども達にも書類を持って帰ってもらいます。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第5 議案第4号

羽曳野市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例の施行日
を定める規則の制定について

- 社会教育課長より、資料に基づき、羽曳野市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例の施行日を定める規則の制定について説明があり、承認を求めました。

《社会教育課長》

羽曳野市留守家庭児童会の土曜日を通年開会するに当たり、3月議会の条例制定時では、開始時期が未定でありましたが、開始時期が令和4年7月2日（土曜日）から行うことに決定しましたので、この規則を制定するものです。

制定内容は、羽曳野市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例（令和4年羽曳野市条例第14号）の施行期日を令和4年7月1日としますといった内容です。制定する規則案を添付させていただいています。よろしくお願いいたします。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第6 議案第5号

羽曳野市立児童館運営委員会の委員の委嘱について

- 社会教育課長より、資料に基づき、羽曳野市立児童館運営委員会の委員の委嘱について説明があり、承認を求めました。

《社会教育課長》

白鳥小学校長に異動があったため、新校長を運営委員会委員に令和4年4月1日から令和5年5月31日まで委嘱するため、承認を得るものです。

令和3年度、4年度の委員につきましては、別紙のとおり児童福祉関係者及び学識経験者等で総勢8名です。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第7 報告第1号

羽曳野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- 教育総務課長補佐より、資料に基づき、羽曳野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明と報告がありました。

《教育総務課長補佐》

資料は、議案と改め表と新旧対照表の3枚を配布しております。

従来、幼稚園に関する事務の一部については、本規則により「市長公室こども未来室」に補助執行させていましたが、組織改編により「市長公室こども未来室」が廃止されたことに伴い、新たに設置された「こどもえがお部」に幼稚園に関する事務の一部を補助執行させるため、所要の改正を行うものです。

改正の主な内容は、「教育次長」の専決事項について、「市長公室長」としていたものを「こどもえがお部長」に変更し、室長の専決事項について、「こども未来室長」としていたものも「こどもえがお部長」に変更しています。

本規則については、令和4年4月1日から施行する必要があったため、「羽曳野市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第2条の規定に基づき、教育長専決

により制定済みであり、本報告は 同規則第 4 条第 2 項に基づく報告です。

《各委員意見・質問なし》

日程第 8 報告第 2 号

後援名義の使用許可について

●教育総務課長補佐より教育長において専決した継続分の後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

《教育総務課長補佐》

前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったもの 3 件になります。

1 件目は、専決日令和 4 年 3 月 28 日、団体名は「大阪大谷大学」です。2 件目は、専決日令和 4 年 4 月 11 日、団体名は「第 45 回はびきの市民フェスティバル白鳥伝説【はびきの祭】実行委員会」です。3 件目は、専決日令和 4 年 4 月 11 日、団体名は「こどもまつり実行委員会」です。いずれも、後援名義使用許可実績のある団体、事業です。

《各委員意見・質問なし》

日程第 9 その他

(1) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の 5 月定例教育委員会議を、5 月 18 日（水）に予定することを通知しました。

[教育長 閉会の挨拶]

閉会：午後 1 時 35 分